

千葉県重度身体障害者電話等助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度身体障害者に対し、電話及び付加機器（以下「電話等」という。）の工事費及び使用料を助成することにより、重度身体障害者の日常生活の便宜及び経済的負担を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、千葉県障害者日常生活用具費支給等事業実施要綱（以下「日具支給等要綱」という。）第10条に規定する貸与対象者の要件を備える者とする。

(助成の範囲)

第3条 助成の範囲は次のとおりとする。

(1) 工事費

- ア 付加機器取付工事費
- イ 電話等機種変更工事費
- ウ 電話等移転工事費

(2) 使用料

- ア 回線使用料（住宅用）
- イ 配線設備使用料
- ウ 機器使用料
- エ 付加機能使用料

(3) その他前2号に準ずると認められるもの

2 電話回線の開設及び利用休止に伴う工事費は、電話加入権を保有する千葉市が負担する。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、千葉県重度身体障害者電話等助成申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(助成の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請について審査し、適当と認めたときは、千葉県重度身体障害者電話等助成決定通知書（様

式第2号)により、不相当と認めたときは、千葉市重度身体障害者電話等助成却下決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する審査は、日具支給等要綱第5条第2項に規定する調査書を作成して行うものとする。ただし、日具支給等要綱の規定により電話等の貸与を受けている者については、調査書の作成を省くことができる。

(使用料の助成期間)

第6条 電話等の使用料の助成期間は、次のとおりとする。

区分	始期	終期
日具支給等要綱の規定に基づき電話等を貸与される者	当該電話等が設置された日の属する月	(1) 助成対象者でなくなった日の属する月 (2) 日具支給等要綱第17条第1項第1号及び第2号に該当し、貸与されている電話等を返還した日の属する月 (3) 日具支給等要綱第17条第2項の規定により、貸与されている電話等の返還を命じられた日の属する月
既に電話等を設置している者	第4条の規定による申請をした日の属する月の翌月	助成対象者でなくなった日の属する月

(変更)

第7条 電話等の使用料の助成を受けている者(以下「利用者」という。)は、第4条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、千葉市重度身体障害者電話等助成変更届出書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。ただし、日具支給等要綱第16条に規定する日常生活用具貸与変更届出書による報告をもって、これに代えることができる。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、利用者が助成対象者にかかる要件に該当しない場合は、助成の決定を取り消し、千葉市重度身体障害者電話等助成取消通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

(課税状況等の調査)

第8条 市長は、毎年7月に、利用者及び利用者と生計を同一にする世帯員全員の市町村民税の課税状況等について調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による調査により、利用者が助成対象者にかかる要件に該当しない場合は、助成の決定を取り消し、千葉県重度身体障害者電話等助成取消通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

3 前項の規定に基づく助成の取り消しは、当該年度の8月分の助成から適用することとする。

(廃止)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、千葉県重度身体障害者電話等助成廃止届出書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

(1) 助成対象者にかかる要件に該当しなくなったとき。

(2) 助成を受ける必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、助成の決定を取り消したときは、千葉県重度身体障害者電話等助成取消通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

(助成の決定取消)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正の手段により助成を受けたとき。

(2) 第7条第1項又は前条第1項の規定による報告を怠ったとき。

(3) 第8条第1項の規定による調査を拒んだとき。

(4) 日具支給等要綱第17条第2項の規定により、貸与されている電話等の返還を命じられたとき。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、千葉県重度身体障害者電話等助成取消通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成の決定を取り消したときは、利用者に助成した料金の返還を請求することができる。

(申込等)

第11条 市長は、第3条第1項第1号に規定する工事費に係る助成を決定したときは、千葉市重度身体障害者福祉電話等申込書（様式第7号）により東日本電信電話株式会社にその申込をするものとする。

2 市長は、第3条第1項第2号に規定する使用料に係る助成を決定したとき、若しくは第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項又は前条第1項の規定により助成の決定を取り消したときは、千葉市重度身体障害者電話等使用料請求先変更依頼書（様式第8号）により東日本電信電話株式会社に依頼するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 千葉市身体障害者福祉電話等助成要領は廃止する。なお、同要領により電話の助成を受けている者は、この要綱に基づき助成されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。